

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年4月14日（水曜日）		
開 会	午前10時34分	閉 会	午前11時12分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局次長 植田 光一 庶務係主幹 石田久美子		
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 竹間 恭子 生活福祉課長 枘谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博 【健康こども部】 健康こども部長 橋本 浩之 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭課課長補佐 入江 竜生 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 経営改革室長 波多野 哲 事務局総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課長 網谷 憲治 事務局医事課課長補佐 金山 浩子		
傍 聴 者	なし		
議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時34分 開会

【市立病院】

◆椋田昇一委員長 ただいまから福祉保健委員会を開催します。本日は市立病院の報告、続いて福祉部の報告、そして健康こども部の議案説明、議案審査、報告を行います。それではまず平野病院事業管理者に御挨拶をいただきたいと思います。はい、平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 おはようございます。市立病院でございます。今回の臨時会に報告

案件として報告第2号放棄した債権の報告についてということで病院の診療費についての御報告でございます。担当の医事課長のほうから詳細については報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

◆**棕田昇一委員長** はい、ありがとうございました。

報告第2号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** では、網谷課長。

○**網谷憲治事務局医事課長** 医事課長の網谷です。では、私のほうから報告第2号放棄した債権の報告について説明させていただきます。病院の診療費についてということで、概要については皆さん御存じだと思いますけども、医療費については保険部分と自己負担部分があります。ただ、自己負担部分について生活困窮等により支払いが困難な方であるとか、生活保護など、また、破産とかによって資力回復が見込めない方などが存在しており、債権回収が困難な状況にありますということです。それで、債権の種類としましては私債権ということになります。時効につきましては令和2年3月末までのものについては3年間、令和2年4月以降のものについては5年間ということで民法改正が行われております。根拠法令としましては鳥取市立病院使用料及び手数料条例ということになっておりますし、納付義務者については患者様ということになります。

それで、債権放棄の内容ですけども、個人に対しての回収には努力しておるところですけども、破産法により裁判所から免責許可決定を受けた者で資力回復の見込みがなく、回収が困難と認められる9人について、条例に基づいて債権放棄を行ったものです。内訳につきましてはめくっていただきまして、記載しておりますけども、9名で合計が61万1,595円ということになっております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、御説明をいただきました。では、委員の皆様から質疑等ございますでしょうか。はい、金田委員。はい。

◆**金田靖典委員** よろしいですか。金田です。よろしく申し上げます。この債権の61万1,000円は、これ全て個人負担分、いわゆる窓口負担分が全額なんですか、教えてください。

◆**棕田昇一委員長** はい、網谷課長。

○**網谷憲治事務局医事課長** はい。網谷です。そのとおりです。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。

◆**棕田昇一委員長** はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 本人負担分の窓口負担分は免責になったんだけど、これ保険適用分っていうのは保険者のほうから支払われているっていうことですね、要は。

◆**棕田昇一委員長** はい、網谷課長。

○**網谷憲治事務局医事課長** はい。保険者のほうから支払われているということで、あくまでも本人負担部分の債権放棄となります。

◆**棕田昇一委員長** はい、そのほか委員の方でございますか。はい。ないようですので、これで市立病院を終了いたします。市立病院の皆様お疲れさまでした。

【福祉部】

◆**椋田昇一委員長** はい、では、引き続き福祉部に入ります。竹間福祉部長に御挨拶を初めにいただきます。はい、竹間部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。おはようございます。福祉部の竹間です。今議会に提出させていただいております福祉部に係る案件は報告が1件のみで、今日は少ない人数での出席とさせていただいております。報告事項としましては鳥取市生活保護生活資金貸付金返還金の債権放棄についてということで報告をさせていただきたいと考えております。詳細につきましては担当課長より説明いたしますが、その前に人事異動に伴いまして、今日、生活福祉課のほうに参っておりますが、説明員に異動がありましたので新任の自己紹介をさせていただきたいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

報告第2号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆**椋田昇一委員長** では、引き続いて、はい、お願いします。はい。

○**枅谷承文生活福祉課長** はい。4月1日付の人事異動で生活福祉課長を拝命しました枅谷承文と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○**枅谷承文生活福祉課長** それでは座って説明のほうさせていただきます。説明資料の1ページ目を御覧いただけますでしょうか。それでは放棄した債権の報告について御説明をさせていただきます。このたび放棄させていただきましたのは生活保護生活資金貸付金となります。この生活保護生活資金貸付金につきましては、生活保護の申請から決定までの期間、手持ち金が僅少でこの間の生活を維持することが困難な場合に1世帯当たり3万円を上限として、生活保護の申請の受理と同時に貸付けを行いまして、扶助費が支給されたとき、または却下、取下げとなったときに返済を受ける制度となっております。債権の種類は私債権、時効期間は10年となります。

債権放棄の内容につきましては資料の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。今回放棄をさせていただきました2件ございます。まず、1件目でございます。こちらにつきましては平成22年8月に保護申請を受けまして、生活資金1万5,000円を交付したのですが、保護決定までの審査中に亡くなられてしまいまして、相続人も不明な状況で回収の見込みがないものとなっております。

もう1点目、こちらにつきましては平成22年10月に保護申請を受けまして生活資金3万円を交付したものです。この方は精神疾患のある方で、心身の安定を最優先としている方となります。また、返還義務の理解が困難で資力の回復も見込めないという方でいらっしゃいまして、回収の見込みがないまま時効を迎えてしまったというものになります。この生活保護生活資金貸付金の滞納につきましては、相手方の経済状況や生活状況に留意し、また、配慮を行いつつ、引き続き催告書の送付ですとか、必要に応じて資力調査、相続人調査を行いながら債権の回収に努めていきたいと考えているところでございます。説明につきましては以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、御説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。はい、

魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。債権を回収する見込みがないということですが、これ、生活保護の申請、決定がされるまでの貸付けということになってはいますけども、この2件以外で支給とか、貸付けされている方はほとんど申請が受理されて、その後、返済していただいとることの理解でよろしいでしょうか。

◆椋田昇一委員長 はい、椋谷課長。

○椋谷承文生活福祉課長 はい。御質問にお答えいたします。この貸付金につきましては生活保護の支給が決定した際には支給された国費のほうから返還をいただいとるところでございますけども、この事例のように申請中に亡くなられたり、また、却下と、または取下げとなりまして、その方は居所が不明となったりする方もいらっしゃいます。今現在、合計としては令和3年度3月1日時点で60件程度、まだこういった方がいらっしゃいますので、先ほど申しましたとおり債権の回収に努めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

◆椋田昇一委員長 よろしいですか。はい。そのほか委員の方でございますか。はい、金田委員。

◆金田靖典委員 金田ですけども、先ほどの、もう10年前の話なのであれなんですけども、その申請中に亡くなられたってことで、申請からその間っていうのはそんな長くないと思うんです。要するに申請すれば基本的には受理するっていうことになってはいますから、そこまで、その生活保護に至るまでもう既に、ちょっと少し詳しく話が、経過が分かれば教えていただければと思うんですけども。

◆椋田昇一委員長 はい、椋谷課長。

○椋谷承文生活福祉課長 はい。金田議員の御質問にお答えいたします。この1点目のケースにつきまして生活保護、基本的には申請から14日以内、最大で30日以内に決定するということが決まっております。それで、この方の場合につきましては8月27日に申請を受けまして、9月6日に亡くなられた、10日前後で亡くなられたということで相続人調査等の途中で亡くなられてしまったというケースになります。以上です。

◆椋田昇一委員長 はい、金田委員。

◆金田靖典委員 先ほど病院のところでもどうしようかなと思ったんですけども、僕、病院に勤めていまして、そのときにやっぱり救急車で運ばれたら、実は保険証もない、何もない、それで生活困窮者だったということで、慌てて生活保護の申請をやるということが結構あるんです。それで、そんな中で、実は手遅れ事例っていうのが、僕ら言い方しているんですけども、要するに間に合わなかった、医療機関にかかったときにはもう末期症状だったっていうことでね、実はそんなケースが年に生協病院だけで2、3件あるんです。それで、そういうことのないよというので、できるだけそういうことにもっと早いセーフティネットを広くやるべきじゃないかっていうのが、僕らが言っている中身なんですけども、多分この方もきっと何だかの形でやっとたどり着いた生活保護が実はもう間に合わなかったっていうことだろうと思うんです、1週間そこらで亡くなられたっていうことはね。だから、その辺りは多分これは債権の放棄の話ですから、ただそこに至るまでのプロセスというのはやっぱりこれからも1つの生活保護の在り方というのを、考え方としてはそういうことに至らないところできちっと救ってあげ

るところが大事だろうなと思いますので、ちょっとお尋ねいたしました。ありがとうございました。

◆**棕田昇一委員長** じゃ、それは御意見、要望ということで。はい、そのほか委員の方ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい。ではないようですので、これで福祉部を終了いたします。福祉部の皆様、お疲れさまでした。

【健康こども部】

◆**棕田昇一委員長** はい、それでは引き続き健康こども部に入ります。議事に入ります前に橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。橋本部長。

○**橋本浩之健康こども部長** はい。橋本でございます。この4月1日の人事異動で市民生活部から健康こども部に異動してまいりました。1年間でしたけども、市民生活部ではお世話になりました。引き続きよろしくお願いいたします。

そうしましたら本日の健康こども部に関わる議案についての説明をさせていただきます。今日1件でございます。議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算、こちらのほうは新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、令和3年3月16日に開催されました国の閣僚会議におきまして、新型コロナウイルスの影響で困窮する低所得の子育て世帯を支援するということが示されたことに呼応しまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費として2億6,000万円余りの補正予算を計上しております。

次に報告第2号では、鳥取市債権管理に関する条例に基づきまして、債権の放棄を行いましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうが御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、ありがとうございました。

議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分の説明をお願いします。はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。どうぞよろしくお願いいたします。そうしましたら議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算所管に関する部分ということで、こども家庭課所管の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。お手元でございます4月臨時補正予算案事業別概要を御覧いただけますでしょうか。こちらのほうで御説明をさせていただきます。1ページを御覧いただけますでしょうか。項目名、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費となります。こちらは先ほど部長が御説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、3月16日の閣議におきましてコロナ禍で困窮する人への緊急支援策といたしまして、低所得の子育て世帯に特別給

付金を支給することとなりました。これによりまして低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえ生活支援をするため、特別給付金を支給するものでございます。

事業の内容といたしましては、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円の特別給付金を支給いたします。対象といたしましては、①にあります児童扶養手当を受給する世帯、こちら令和3年4月分の児童扶養手当を受給する世帯となります。また、低所得のひとり親世帯ということで、公的年金、遺族年金等の給付等によりまして児童扶養手当を受給していない世帯、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変して、収入のほうは児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯ということで3,395人の見込みで1億6,975万円を見込んでおります。それと2つ目に、その他、住民税非課税の子育て世帯ということで、こちらにつきましては1,591人で7,955万円を見込んでおります。その他システム等改修事務費ということでシステム改修ですとか、案内の印刷発送、口座振込手数料、人件費等々の事務費といたしまして1,079万7,000円を、それで総額2億6,009万7,000円を計上いたしております。財源のほうは国の補助金が10分の10ということになっております。

なお、支給のスケジュールにつきましてですが、まずは児童扶養手当の受給者の方につきましては、口座情報等の支給情報を基に申請不要といたしまして支給の案内を通知の上、支給をいたします。現在要綱の作成ですとか、システム改修、案内封筒の印刷、発送振込手続等準備をしております、こういった必要な作業を行いまして早ければ5月の児童扶養手当の支給日であります5月11日、遅くとも5月中には支給をしたいというふうに考えております。2つ目の住民税非課税世帯につきましては、現在、国が基準ですとか、手続等の具体的な制度を設計中でありまして、判定する所得が何年度のものかということも含めまして、現時点では詳細のほうは示されておりませんが、示され次第、順次対応をさせていただきたいというふうに考えております。なお、予算の積算といたしましては、令和元年度の住民税非課税世帯の情報を基に積算をしたものでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** それでは議案第74号の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますでしょうか。はい、足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。支給についてですけど、①の方の人数が見込みになっております。それで、この見込みの理由とすれば、このコロナ禍による減収によって児童扶養手当受給者以外の方じゃなくて、その口座の中身で支給をすることを調査するってさっき言われたと思うんですけど、この見込みというこの理由を1つ聞かせていただきたいのと、それだけでいいです。理由だけお願いします。

◆**椋田昇一委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。予算の見込みの考え方でありまして、まだ予算この計上させていただいたときに、基準が何月の児童扶養手当受給者かということが、まだ国のほうから示されておりませんでしたので、2月分の児童扶養手当受給者の児童数と、前回といいますか、昨年度同じようにひとり親家庭の給付金を支給させていただいておりまして、そのときに公的年金受給者ですとか、家計急変の方の子どもさん世帯を対象に支給をしております、そのときの世帯数といいますか、児童数の数を合算いたしま

して、それが2,829人という計算でありまして、それにちょっと余裕を持たせるという意味で、安全率といいますか、1.2倍の計算をさせていただきまして、3,395人というふうな見込みを立てております。はい。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、足立委員。

◆**足立考史委員** その関係で、今、お聞きした勝手な判断でしますと、鳥取市側が情報を基に通知をするという考え方で、この1.2倍という見込みからすると、申請的な自分が困窮者だとして、申請をされる方も想定されているのか、この手続の具合が鳥取市が調査をした方だけ送ることなのか、それ以外に申請も受け付けるのか、その辺りをお聞かせください。

◆**棕田昇一委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。児童扶養手当受給者の方につきましては、現在こちらのほうで口座情報を持っておりますので、こちらのほうから支給の案内の通知をさせていただきますけれども、家計急変者ですとか、公的年金受給者の方につきましては申請を受け付けて随時支給をさせていただくということになりますので、こういった方につきましては5月以降に随時申請を基にお支払いをさせていただくというふうなことになると思います。はい。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** はい、足立委員。

◆**足立考史委員** 要望になりますけど、説明等しっかり市民の方に分りやすく、困った方がないようにしていただきたいなということで、要望だけです。お願いします。

◆**棕田昇一委員長** はい、じゃ、今の点は要望ということで、ほかの委員の方でございませうか。はい、上田委員。

◆**上田孝春委員** ちょっと不認識のような形で申し訳ないですけど、今回この対象者が低所得のひとり親家庭と住民税非課税の所帯ということになる。これに該当しないひとり親家庭というのはどのくらいあるんですか。

◆**棕田昇一委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課山下です。すみません。これに該当をしないひとり親家庭の数というのは、申し訳ございませんが、ちょっとこども家庭課のほうでは把握しきれていないというのが正直なところでございます。以上です。

◆**上田孝春委員** 分らんということで。

◆**棕田昇一委員長** いいですか。はい、じゃ、この点はここまでということで、そのほかございますか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** 金田ですけども、今回、子供さん1人当たり1人ずつに5万円ずつ出るということではね、前は世帯で出ていますけど、その辺りでは非常にまたもう1つ手厚くなるんだろうなということで、その辺では効果がもっと大きいだらうなと思う。ただ、先ほど上田議員やそれから足立議員からも出とったように、その本人たちがその対象者でないという、対象者だということに気がつかない住民税非課税世帯であったり、それから1番にしても年金受給者の中には、そういう形で自分のところが今回の低所得のところ引かかる、かからないというところが多分非常に判断しにくいところだと思うんですね。

だから、その辺りをどう広報活動なり、それから要は市のほうがつかんでいる数字はそれで対応できるんでしょうけれども、言われたように本人たちがそうでないと気がつかないところをきっちりとやっぱり手厚く広報のほうをしっかりとさせていただければと思います。それで情報があるところは5月末なんですけども、最終的にはいつ頃までにはというふうに考えておられるでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。まだ、住民税非課税世帯に対する支給につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、国のほうから手続等の制度設計がまだ示されていないものですから、いつまでというのがちょっとまだお答えできるところではないんですけども、児童扶養手当受給世帯に関連する家計急変とか、公的年金受給者の関係につきましては、令和4年2月末までにということで国のほうから示されておりますので、そこまでが申請期限ということで考えております。以上でございます。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の方でございますか。では、ちょっと委員長を副委員長に代わりまして。

◆**浅野博文副委員長** はい。

◆**棕田昇一委員長** 私のほうから、今、ずっと議論がありましたように、この住民税非課税世帯の場合には、どの年度かということを含めて詳細が国のほうでまだ決まってないということでした。この事業別概要のこの事業の経過及び背景のところのこの説明なんですけど、部長の御挨拶にもありましたけど、関係閣僚会議において決定したということですが、国の状況、私も詳細は分かりませんが、関係閣僚会議もあれば閣議もある。そして予算の場合には最終的に衆参両院で可決ということもある。それで、ここに関係閣僚会議において決定しというのは閣議なりその国会での予算承認なりとの少なくともこの案件についてのこの順序といいますか、流れといいますか、その辺りはどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

◆**浅野博文副委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。事業の背景に閣僚会議での決定というふうに書いてありますけども、正式には閣議決定された後に、国のほうで予算措置をされてそれを受けまして国のほうから地方自治体のほうに通知のほうが来ますので、それを受けまして、各自治体のほうは予算化していくというふうな流れになろうかと思っております。以上でございます。

◆**浅野博文副委員長** はい、棕田委員長。

◆**棕田昇一委員長** はい。まさに今、次長から御説明があったようなことなんじゃないかなと私も推察はしておったんですけど、そういう意味で言いますと、やっぱりこれは議会で説明される資料ですんで、後で御説明いただいたようなやっぱり内容、文言、文章でのことのほうがより正確に分かりやすいんじゃないか。特に、先ほど中身繰り返しませんけど、この非課税世帯については詳細が分かってない、私、議運の委員もしているものですから、議運の場でも副市長から説明がありましたときに、その問をしたようなことがありまして、今後そういうような

ことで資料の作成、御留意いただければと思いますので、これは要望ということにしておきたいと思います。はい。以上です。

では、私、委員長にまた帰ります。そのほか委員の方、質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい。それでは質疑は以上で終了いたします。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** はい。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分を採用します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

報告第2号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆**棕田昇一委員長** それでは引き続きまして報告第2号放棄した債権の報告についての説明をお願いします。はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。それでは報告第2号放棄した債権の報告についてということで御説明させていただきます。資料右肩に福祉保健委員会資料と書いてある資料を御覧いただけますでしょうか。それで、附議案のほうにつきましては18ページ、最後のページになります。こちらの真ん中辺りに母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の表がございます。では、資料のほうに基づきまして御説明をさせていただきます。母子父子寡婦福祉資金償還金の債権放棄についてということで、こちらの概要になりますが、母子父子寡婦福祉資金の貸付金、こちらはひとり親家庭及び寡婦の経済的自立の助成、生活意欲の助長を目的に貸付けを行うものありまして、児童の就学資金や就学に必要な支度資金等の貸付けをすることによって安定を図るといような事業の概要になっております。

ちなみにこちらは、本事業は中核市移行に伴いまして、平成30年4月に鳥取県から事務移譲された事業でございます。債権の種類といたしましては私債権ということになります。時効の期間というのは5年、令和2年度以降とありますけれども、それ以前は10年だったものが令和2年度以降は5年ということになったということになります。根拠法令等はちょっと割愛させていただきます。5番の償還情報ですけども、償還の総額は234万3,852円です。償還済額は98万2,090円、償還残高が136万1,762円となります。

それで、大きな2つ目の債権放棄の内容につきましてですが、母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納金につきましては、督促状、催告書の送付はもとより、債権回収が困難な場合は収納推進課へ事務移管するなどして債権の管理回収に努めているところでございますが、本県につきましては本市への事務移譲前に債務者が平成22年に自己破産により免責決定をしております。その後、連帯保証人からの償還も確認できないまま、平成30年本市へ事務移譲を受けております。このたび連帯保証人のほうから時効援用の申出書の提出を受けましたことから、債権管理に関する条例第7条第1項の規定によりまして債権放棄を行ったものでございます。説明

のほうは以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、委員の皆様で質疑ございますか。はい、足立委員。

◆**足立考史委員** すみません。時効援用申出書というその手続は、どういうものか教えていただけますか。

◆**椋田昇一委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。時効援用申出といたしますのは時効といたしますのは時効の期間を経過したら自動的に確定するものではなくて、債務者のほうから時効ですよという申出があって初めて時効が確定するものでございまして、それで、このたびはこの債務者の連帯保証人の方から時効援用の申出書というものの提出がありましたので、それをもって時効が確定したということで債権放棄の手続に入らせていただいたというものでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい、足立委員。

◆**足立考史委員** そうなりますと県から移譲したときには、この時効は分からなかったということで連帯保証人の方から知らせがあって気がついたということではないのでしょうか。

◆**椋田昇一委員長** はい、山下次長。

○**山下宣之次長兼こども家庭課長** はい。こども家庭課の山下です。県から事務移譲を受けたときには既に時効を過ぎた状態のまま引き継いでいるということでありまして、ただ、引き継いだ中で、詳細を申し上げますと、平成28年頃に鳥取県のほうがこの連帯保証人から時効であるだろうというような口頭でのお話を受けていたようでして、ただ、その時点で正式な時効援用の申出書が出ていなかったということで、そのままの状態でも鳥取市のほうに移譲されまして、それで、それから2年かかったんですけども、こちらのほうでその手続といたしますか、御本人のほうに連絡をさせていただいたら、申出書のほうお出ししますということになりまして時効援用の申出書を出していただいて手続に入らせていただいたということでございます。以上でございます。

◆**椋田昇一委員長** はい。そのほか委員の方質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**椋田昇一委員長** よろしいですか。はい、では以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

午後11時12分 閉会

令和3年第3回臨時会 福祉保健委員会

(議案説明・審査、報告)

日 時：令和3年4月14日(水)

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

1 報告

- ・報告第2号 放棄した債権の報告について

福祉部

(市立病院終了後)

1 報告

- ・報告第2号 放棄した債権の報告について (生活福祉課)

健康子ども部

(福祉部終了後)

1 議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第74号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】

2 報告

- ・報告第2号 放棄した債権の報告について (子ども家庭課)